

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 39 回食品衛生部会 (CCFH)

日時 : 2007 年 10 月 30 日 (火) ~11 月 4 日 (日)

場所 : ニューデリー (インド)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会から食品衛生部会への付託事項
3.	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) の経過報告及び関連事項
4.	乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範原案 (ステップ 4)
5.	食品安全管理手法の妥当性確認に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
6.	調理済み食品中のリステリア・モノサイトジェネスに関する微生物学的規準 (ステップ 4)
7.	ブロイラー (若鶏) 中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案に関する討議文書
8.	微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン: 附属文書 II: 微生物学的リスク管理メトリックス (数的指標) に関する指針 (ステップ 4)
9.	その他の事項及び今後の作業
(a)	食品衛生部会における作業の優先順位決定に関する特別作業部会報告の検討
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2007 年 10 月 29 日 (月) に「CCFH における作業の優先順位決定に関する特別作業部会」が開催された。

第 39 回食品衛生部会（CCFH）の概要

1. 開催日及び開催場所

日時：2007 年 10 月 30 日（火）～11 月 4 日（日）

場所：インド ニューデリー

2. 参加国等：75 加盟国（EC を含む）、13 国際機関（参加者総数 192 名）

3. 我が国からの参加者

厚生労働省医薬食品局食品全部企画情報課国際食品室長	池田 千絵子
内閣府食品安全委員会事務局評価課微生物・ウイルス係	萩埜 由香
国立医薬品食品衛生研究所安全情報部主任研究官	豊福 肇
厚生労働省医薬食品局食品全部基準審査課食品規格専門官	江島 裕一郎
厚生労働省医薬食品局食品全部監視安全課食品安全係長	小島 三奈
厚生労働省医薬食品局食品全部企画情報課国際食品室	平尾 暁
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 食品安全危機管理官	辻山 弥生
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 企画官	佐々木 貴正

4. 議論の概要

主要議題は以下のとおり。

議題 4. 乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範原案

乳幼児用調製粉乳等に関する衛生実施規範の本体文書については、調製粉乳は殺菌された食品ではないことから、調乳、授乳等における適切な取扱いが調製粉乳由来の食中毒のリスクを最小限に抑える上で重要である旨の情報提供が保護者等に対し行われるべきである等の文章を加えた上で、ステップ 5/8 で採択するよう総会に諮ることが合意された。

また、*Salmonella*, *Enterobacter Sakazakii* 等の微生物学的規準を定めた付属文書について、乳幼児用調製粉乳、医療用の乳児用調製粉乳及び母乳強化剤についての規準を定めた付属文書 I とモニタリング計画策定に関するガイダンスを示した付属文書 III をステップ 5/8 に進めることとされた。12 ヶ月齢以下の乳児を対象としたフォローアップミルクを付属文書 I の対象に含むか否かで長時間議論されたが、フォローアップミルクと医療用の幼児用調製粉乳については付属文書 II としてステップ 2 に戻した上で、FAO/WHO に対し、6-12 ヶ月齢の乳児のリスクについて、改めて評価を依頼し、この結果に基づき、カナダを議長と

する電子的作業部会で原案を作成し、さらに次回会合の前日の作業部会で検討することとされた。

議題 5. 食品安全管理手法の妥当性確認に関するガイドライン原案

本年 6 月にカナダを座長として開催された物理的作業部会により作成された原案について議論が行われた。付属文書中に示された妥当性確認の 6 つの例示（アフラトキシン汚染防止のためのナッツの乾燥、金属片の探知等）は、妥当性確認の説明の目的だけに作成したもので、妥当性確認の実例でもなく、国際的に適用されるものでもない旨の記述が追加されるとともに、本文書中に使用されていない用語（ALOP、FSO、PC 及び PO）の定義の削除、「妥当性確認（Validation）」と「モニタリング（Monitoring）」、「検証（Verification）」との相互関係に関する記述等の修正等を行った上で、ステップ 5/8 で採択するよう総会に諮ることが合意された。

議題 6. 調理済み食品中のリステリア・モノサイトジェネスに関する微生物学的規準

今回会合では詳細な議論は行われず、調理済み（Ready-to-Eat、RTE）食品のカテゴリーをどう設定するか等について全般的な議論が行われた。本文書については作業範囲を微生物以外のリスク管理メトリックス（数的指標）にまで広げず、もともとの作業範囲（微生物学的規準）に限ることを確認した上で、ステップ 2 に戻し、ドイツを座長とする物理的作業部会（日本も参加の意思を表明）で、提出されたコメントを勘案して検討を進めることとされた。

議題 7. ブロイラー（若鶏）中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案に関する討議文書

本作業が第 30 回総会で新規作業として承認されるに当たり、適用範囲（Scope）をブロイラー肉以外の鶏肉にも拡大する旨の勧告がなされたため、今回会合では、適用範囲の再設定について議論が行われた。

その結果、適用範囲をブロイラー肉以外の鶏肉に拡大することは合意されたが、新たに追加された鶏肉に関する科学的情報が不足しているため、部会メンバーから情報を求める回付文書が発出されること、ブロイラー以外の鶏肉のためのガイドラインについては付属文書とすること、ブロイラーのためのガイドラインの作業は先行して進めることが合意された。

今後、ニュージーランドとスウェーデンを座長とする物理的作業部会（日本も参加の意思を表明）が開催され、ブロイラーを中心に作業を進めることとされた。

議題 8. 微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン：付属文書Ⅱ：微生物学的リスク管理メトリックス（数的指標）に関する指針

本年 6 月の米国を座長とする物理的作業部会（日本も参加）が作成した原案をもとに、さらに会期内作業部会での検討結果を踏まえ、微生物学的数的指標は常に最適なアプローチであるとは限らず、代替的な方法も存在し得ること、微生物リスク管理メトリックスを適用する食品の優先順位をつけるのは、政府機関によること等の修正を行った上でステップ 5/8 で採択するよう総会に諮ることが合意された。

議題 9. その他の事項及び今後の作業

○ 新規作業提案の検討

本会合直前に開催された作業の優先順位決定に関する特別作業部会からの報告を踏まえ、「生鮮野菜・果実に関する衛生規範のための特定食品の付属文書」と「海産食品におけるビブリオ属に関する衛生実施規範」が新規作業として承認された。

「海産食品におけるビブリオ属に関する衛生実施規範」についての新規作業は、日本が座長国を務めることとなり、今後、物理的作業部会を開催し、次回会合における検討のための規範原案の作成を行うことが了承された。なお、2008 年 6 月に作業部会会合が我が国において開催される予定である。

(参考)

食品衛生部会（CCFH）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
乳幼児用調製粉乳の衛生実施規範原案	5/8	第 31 回総会
食品安全管理手法の妥当性に関するガイドライン原案	5/8	第 31 回総会
微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン：微生物学的リスク管理メトリックス（数的指標）に関する指針：附属文書 II	5/8	第 31 回総会
医療用の幼児用調製粉乳及びフォローアップミルクの微生物的規準衛生実施規範原案：附属文書 II（乳幼児用調製粉乳の衛生実施規範附属文書）	2/3/4	FAO/WHO(評価依頼) 電子的作業部会[座長：カナダ] 物理的作業部会 第 40 回 CCFH
調理済み食品のリステリア・モノサイトジェネスに関する微生物学的規準原案	2/3/4	物理的作業部会[座長：ドイツ]
鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属属の管理のためのガイドライン原案	2/3/4	物理的作業部会[座長：スウェーデン]
生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範：葉物のハーブを含む緑色葉野菜附属文書原案	1/2/3/4	第 61 回執行委員会 第 31 回総会 電子的作業部会[座長：米国]
海産食品におけるビブリオ属に関する衛生実施規範原案	1/2/3/4	第 61 回執行委員会 第 31 回総会 電子的作業部会[座長：日本]
CCFH のリスク分析ポリシー	—	電子的作業部会[座長：インド]
卵及び卵製品に関する衛生実施規範附属文書：リスク管理意志決定における食品安全メトリックス（殺菌液全卵）の適用	—	第 31 回総会